

新潟市保存樹等の報償金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例（昭和50年新潟市条例第3号。以下「条例」という。）第15条の規定により、保存樹又は保存樹林の所有者に対する報償金（以下「報償金」という。）の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(報償金の交付の対象)

第2条 報償金は、条例第7条の規定により指定された保存樹又は保存樹林の所有者に交付する。

(報償金の額)

第3条 報償金の額は、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 保存樹は、1本または1株につき年額5000円とする。
- (2) 保存樹林のうち、新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例施行規則（昭和50年新潟市規則第16号。以下「条例施行規則」という。）第3条第2号アの樹木の集団（以下「樹林」という。）については、その集団の外側にある各樹木の幹を直線で結んで囲まれた面積（1平方メートル未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた面積）に対して、1平方メートル当たり10円を乗じて得た額を年額とし、最高限度額を100,000円とする。
- (3) 保存樹林のうち、条例施行規則第3条第2号イの樹木の集団（以下「いけがき」という。）については、その長さ（1メートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた長さ）に対して、1メートル当たり150円を乗じて得た額を年額とする。

(指定期間1年未満の報償金の額)

第4条 保存樹又は保存樹林を年度の中途において指定又は指定の解除をした場合の報償金の額は、前条の規定により算出して得た額にその年度内において保存樹等として指定されている月数（指定日の属する月又は解除日の前日の属する月を含む。）を乗じ、12で除して得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

(一部解除の報償金の額)

第5条 保存樹林の一部を、年度の中途において指定の解除をした場合の報償金の額は、指定を継続している部分を第3条又は前条の規定により、指定の解除をした部分を前条の規定によりそれぞれ算出し、それを合算して得た額とする。

(所有者の変更による報償金の額)

第6条 保存樹又は保存樹林の所有者が、年度の中途において変更になった場合の報償金の額

は、その額を指定日数で除し、所有者のそれぞれの所有日数に乗じて得た額をそれぞれの所有者に交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年10月1日から実施する。

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。